

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例の概要

目的

第1条

- 基本理念の策定、関係者の責務や役割の明確化、施策の総合的推進
- 基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保
- 県民の健康の保護、安心できる生活の確保に寄与

基本理念

第3条

- 健康の保護を最優先
- 県民の健康への悪影響の未然防止の観点からの科学的知見に基づく措置
- リスクコミュニケーションによる情報の共有
- 環境に及ぼす影響への配慮

関係者の責務・役割

第4～6条

県の責務

- 施策の総合的策定・実施
- 国や他の地方公共団体との連携

食品関連事業者の責務

- 第一義的責任の認識
- 正確かつ適切な情報の提供
- 県施策への協力

消費者の役割

- 知識や理解の習得
- 意見の表明や県施策への協力

基本方針

第7条

基本的方向や総合的施策などを定めた基本方針の策定、公表

基本的な施策

第8～13条

リスクコミュニケーション

● 情報の提供

食中毒等の健康被害、食品等の安全性・表示、食育に関する事項など

● 情報及び意見の交換

情報及び意見の交換会の開催など

● 施策に関する提案

制度の新設又は改廃など県の施策についての提案

関係団体との協働

事業者や消費者などの団体との協働による施策の推進

自主的な活動の支援

食品関連事業者への情報提供・助言などの支援

遺伝子組換え作物等に関する措置

食品とするために栽培される作物等との交雑の防止に関する必要な措置

推進体制等

第14～17条

- 食品関連事業者に対する指導、検査、関係機関との連絡調整のための体制などの充実強化
- 施策を効果的に推進するための必要な調査及び研究
- 施策を推進するための必要な財政上の措置

千葉県食品等安全・安心協議会

食品等の安全・安心の確保に関する事項の調査審議、答申、建議を行う知事の附属機関

施行期日 平成18年4月1日

ただし、施策に関する提案、附属機関の設置は、同年7月1日